

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 東彼杵町社会福祉協議会

令和3年度 事業計画

1. 基本方針

令和2年の初旬から今現在まで、日本国内は元より世界中が新型コロナウイルス感染症の影響をもろに受け続け、一年が過ぎても終息の気配さえまだ感じられぬ状況にあります。この感染拡大の影響を受けたことにより、社会は大きく変わり生活様式も変化することを求められています。

このようなコロナ禍の中で、本会の事業運営も事業計画どおりとは行かず、幾つか中止した事業もあります。介護保険事業においては、これまで町内での発症が1件に留まり大きな影響を受けることなく、現在まで事業を展開することができています。

令和3年度も、ワクチン接種や治療薬開発までいっていない現状で本町での感染拡大は未知数です。介護保険事業に於いては感染症対策を徹底して行い、事業運営を進めて行きます。地域福祉事業に於いては、その時々状況を踏まえて適切に対応します。特にコロナ禍に於いての貸し付け等は、滞ることなく対応することが求められますので、その体制づくりが必要不可欠です。

職員一同、このコロナ感染拡大の非常事態に対し、当初の緊張感を持続しつつ、地域福祉事業の推進と介護保険事業の運営においては、人への思いやりとやさしさを基本として事業推進に努めます。

2. 事業内容

1) 法人運営事業

① 運営基盤強化のため理事会、評議員会、各種委員会を定期的を開催する。

- ・ 理事会 決算、事業報告等に関する理事会、評議員候補者選任等に関する理事会を令和3年5月開催する。
予算、事業計画等に関する理事会を令和4年3月開催する。その他必要に応じて開催する。
- ・ 評議員会 理事選任等に関する評議員会を令和3年6月に開催する。理事会承認事項を受けて開催する。
- ・ 監査 令和2年度決算、事業報告に関する監査を5月に受ける。
- ・ 評議員選任・解任委員会 令和3年5月開催の理事会承認事項を受けて開催する。また、必要に応じて開催する。
- ・ 正副会長会 必要に応じて開催する。
- ・ 貸付審査委員会 必要に応じて開催する。

②関係機関、福祉団体等との連携を強化し、情報交換等を行いながら協力体制を確立する。

東彼杵町、東彼杵町教育委員会、民生委員児童委員協議会等

③ 職員の資格挑戦に向けた支援を行い、各種研修会へ積極的に参加する。

職員の現在の資格取得の状況は以下のとおり。(令和3年3月現在)

社会福祉士：3名、 介護福祉士：6名、 介護支援専門員：4名、

社会福祉主事：4名、 看護師：3名、 栄養士：1名、 調理師：2名

2) 地域福祉推進事業

- ① ふれあいいきいきサロン運営事業へ助成と活動支援を会員のニーズに合わせて行う。(地域福祉)
- ② 町内在住の一人暮らし老人や高齢者夫婦の皆さんを対象に、民生委員児童委員協議会や食事サービスボランティアの協力により、コロナの感染状況を十分に踏まえながら配食型食事サービスを実施する。(共同募金)
- ③ 子育て支援事業として、東彼杵町からの案内を受けて、乳児相談に来られる生後3～4カ月の赤ちゃんにすこやかな成長を願い、衛生用品等を贈る。(共同募金)
- ④ 民生委員児童委員協議会の協力により、見守り、声かけを目的とした要援護者ネットワークの見直しを行う。
- ⑤ 調理困難な高齢者夫婦や独居者で配食を希望される方に対して「おせち弁当」を無料で配食する。(12月31日配食、歳末たすけあい)
- ⑥ 社協だより「ひだまり」を定期的に発刊する(年6回発刊予定、地域福祉・共同募金)
- ⑦社会福祉充実計画の5年目(最終年度)の事業を計画に沿って実施する。

3) 各種相談事業

①心配ごと相談事業

心配ごと相談所を開設し、相談日は、毎月10日とする。日曜日に重なった場合は、前日の土曜日に開設する。

②無料弁護士相談事業

無料弁護士相談所を開設し、相談日は、偶数月の第3水曜日とし、年に6回開設する。

③福祉相談、介護保険事業の相談

相談解決に向け、それぞれ専門的視野から支援する。

4) ボランティアセンター事業・福祉教育の推進

- ①ボランティア団体への助成を含めた支援を行う。(共同募金)
- ②ボランティアに関する相談への対応やボランティア保険の加入手続き、事務処理を代行する。
- ③町内小中学校へ福祉関係授業等の講師として福祉教育に関する講義や指導、助言を行う。
- ④ボランティア活動への関心を深めるとともに、福祉教育を推進するためにふくし協力校の指定を行い助成する。
- ⑤町内小・中学生を対象とした「こどもふくしセミナー」を実施する。
子どもの頃から福祉に触れる機会を作り、子どもたちの豊かな心を育むための福祉教育の推進。令和2年度はコロナ禍の影響で開催できず。(共同募金)
- ⑥災害ボランティアを育成・推進するために、県社協の協力を得ながら行う。
- ⑦介護福祉士実習生を受け入れ、福祉関係人材育成の支援を行う。

5) 福祉団体支援活動

- ①民生委員児童委員協議会
定例会への参加、関連事業への協力及び情報提供、資金貸付事業の連携。
要援護者ネットワーク作成と見直し、食事サービスへの支援、協力等を依頼する。
- ②老人クラブ連合会
町老連事務局を担当し各種事業の企画・実施への支援、スポーツ大会の開催。
平成29年度から実施している「声かけ隊活動」の支援を継続し、更なる充実を図る。令和3～4年度は、郡老連の事務局を担当する。(令和2年度は活動中止)
- ③母子寡婦福祉会
事業への支援と助成を行い、研修会等への参加をする。
- ④身体障害者福祉会
事業への支援と助成を行い、研修会等への参加をする。
- ⑤彼杵・千綿地域婦人団体連絡協議会
事業への支援と助成を行う。

6) 各種募金活動

- | | | | |
|--------|----|--------|--------|
| ①日赤社資： | 5月 | 一戸当たり | 500円 |
| ②社協会費： | 7月 | 一戸当たり | 500円 |
| | | 特別会員1口 | 5,000円 |
| | | 賛助会員1口 | 3,000円 |
| | | 団体会員1口 | 3,000円 |

③ 24時間テレビチャリティー募金

町内コンビニや個人商店に募金箱を設置し募金活動を行う。

④ 共同募金：10月 一戸当たり 450円

町内商店への募金箱設置、学校募金、職場募金等。

⑤ 歳末たすけあい：12月

おせち弁当の財源として活用する。

以上の会費や募金等のお願いをして、その浄財は、適切な事業配分を実施する。

7) 各種資金の貸付事業

① 福祉資金（10万円まで） 町単事業

② 生活福祉資金 県社協受託事業

民生委員や関係機関と連携しながら資金貸付と相談支援を一体的に行う。

コロナ禍における緊急小口資金特例貸付や総合支援資金貸付の受付業務を適切に行う。

8) 受託事業

① 東彼杵町総合会館福祉センター管理運営事業

② 在宅高齢者等「食」の自立支援事業

調理困難な高齢者等に対して、栄養バランスの取れた昼食及び夕食を提供して、健康維持、安否確認、孤独感の解消を図る。

③ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業、令和元年9月より）

判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行う。

④ 介護予防ケアプランの作成

⑤ 要介護認定訪問調査

⑥ 生活支援体制整備事業（支えあいの町づくり事業、令和3年4月より受託）

9) 役職員・職員の資質向上のための各種研修会への参加

① 長崎県長寿社会課、長崎県社会福祉協議会、長崎県市町村協連絡協議会等の研修会へ積極的に参加する。

② 郡三町セミナー、町セミナー等の研修会へ参加する。

③ 事業所独自の検討会やケース検討会を定期的実施する。

④ 交通安全講習、危機管理講習等業務に直結した研修会を実施する。

10) 介護職員処遇改善

介護職員処遇改善加算として受給する加算金を介護職員全員の給与に改善手当として支給し、介護職員の処遇改善を図る。

また、令和元年10月よりスタートした介護職員等特定処遇改善加算も規定どおり支給する。

11) 介護保険事業

本年度の各介護保険事業の重点項目（目標）

◎通所介護事業所

- ①感染予防対策を強化しながら、利用者様に楽しんでいただける東彼杵町通所介護事業所を目指す。
- ②個別機能訓練の充実を図り、利用者様の身体機能の維持向上を図る。
- ③積極的傾聴（安心感・信頼感を持ってもらう）

◎訪問介護事業所

- ①利用者様・他事業所との連携を図り信頼関係を築いていく。
- ②法令遵守に沿った支援を行う。

◎居宅介護支援事業所

- ①介護保険制度やケアマネジャーの業務の広報活動を通して、当事業所の認知度を高める。
- ②日頃からの社協窓口での対応をより一層丁寧に行い、利用しやすい窓口となるように努める。
- ③本会各事業所への希望、苦情等は、迅速に報告、検討、対応し改善に努める。

12) 地域支援プロジェクト

①広報・PR活動

ホームページ、facebook への投稿等により広く活動を知ってもらう。

②『笑活（ワラカツ）』事業

いきいきサロン・老人会など地域へ出向きレクリエーションを指導。